

「認定薬局制度の運用」(案)

以下の内容について、諮問します。

1 薬局の認定手続きの方法

- 1 認定を受けたい薬局の開設者は、薬務課又は保健所に申請する。
- 2 薬務課又は保健所は、提出された書類を審査する。
- 3 薬務課又は保健所は、薬局が認定基準を満たしていれば、薬局開設者に認定証を交付する。
- 4 薬務課又は保健所は、当該薬局が認定を受けている旨をホームページ（薬局機能情報検索システム）で公開する。
- 5 薬務課で県内の認定状況を取りまとめ、徳島県薬事審議会に報告する。

2 認定の基準

認定薬局の種類	認定の基準
地域連携薬局	法 ^{*1} 第6条の2第1項各号に定める要件を満たすこと。ただし、規則 ^{*2} 第10条の2第4項第1号ただし書きについては、定めない。(別紙1)
専門医療機関連携薬局	法 ^{*1} 第6条の3第1項各号に定める要件を満たすこと。(別紙2)

規則^{*2}第10条の2第4項第1号

居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均二回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。

*¹ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

*² 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

地域連携薬局の認定基準の概要

法第6条の2第1項で定める基準	規則第10条の2で定める基準
(第1号) 構造設備	(第1項) (第1号) 利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口 (第2号) 高齢者、障がい者等の利用に適した構造
(第2号) 利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	(第2項) (第1号) 勤務薬剤師が地域包括ケアシステムの構築に資する会議へ参加 (第2号) 利用者の薬剤情報を地域の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制 (第3号) 前号の報告実績（過去1年間で月平均30回以上） (第4号) 利用者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
(第3号) 薬剤の供給体制	(第3項) (第1号) 開店時間外の相談に対応する体制 (第2号) 休日及び夜間の調剤応需体制 (第3号) 医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制 (第4号) 麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許） (第5号) 無菌製剤処理を実施できる体制 (第6号) 医療安全対策事業への参加 (第7号) 常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務 (第8号) 常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了 (第9号) 全ての薬剤師が地域包括ケアシステムに関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可） (第10号) 地域の他の医療提供施設に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供
(第4号) 居宅等における調剤等の体制	(第4項) (第1号) 居宅等における調剤及び服薬指導等の実績（過去1年間で月平均2回以上） (第2号) 訪問診療の利用者に対し医療機器及び衛生材料を提供する体制（高度管理医療機器等販売業の許可）

専門医療機関連携薬局（傷病の区分：がん）の認定基準の概要

法第6条の3第1項で定める基準	規則第10条の3で定める基準
(第1号) 構造設備	(第2項) (第1号) 利用者が座って服薬指導等が受けられる個室等のプライバシーに配慮した設備 (第2号) 高齢者、障がい者等の利用に適した構造
(第2号) 利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	(第3項) (第1号) がんの専門的な医療機関との間で開催される、治療方針共有のための会議へ継続的に参加（過去1年間） (第2号) がん患者の薬剤情報を前号の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制 (第3号) 上記の報告実績（過去1年間で薬局を利用するがん患者の半数以上） (第4号) がん患者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
(第3号) 専門的な薬学的知見に基づく調剤等の体制	(第4項) (第1号) 開店時間外の相談に対応する体制 (第2号) 休日及び夜間の調剤応需体制 (第3号) がんに関する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制 (第4号) 麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許） (第5号) 医療安全対策事業への参加 (第6号) 常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務 (第7号) がんの専門性の認定を受けた常勤薬剤師が勤務 (第8号) 全ての薬剤師ががんの専門的な調剤及び指導に関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可） (第9号) 地域の他の薬局薬剤師に対してがんの専門的な内容の研修を実施 (第10号) 地域の他の医療提供施設に対してがんの医薬品の適正使用に関する情報を提供